

宜野座村水道事業

平成31年度水質検査計画



目 次

1. はじめに
2. 基本方針
3. 水道事業の概要
4. 原水及び水道水の状況について
5. 水質検査地点
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 水質検査方法
8. 臨時の水質検査
9. 検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者と連携

1.はじめに

- (1) 水質検査計画とは、平成 16 年 4 月 1 日改正の水道法施行規則により水道事業者は原水から給水栓に至までの水質の状況、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、水道の需要者に対して情報を提供することとされています
- (2) 水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定することとされており、これに基づき、平成 31 年度宜野座村の水質検査計画を以下のとおり策定しましたので公表します。

2.基本方針

- (1) 検査地点は、原水、浄水場及び水質基準が適用される給水系の中間並びに末端の蛇口とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等、また検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及び水道水がより安全で良質であることを確認するために本村が独自に行う水質項目とします。
- (3) 検査頻度は、
 - 1) 水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号に基づく「毎日検査」を、蛇口において行います。
 - 2) 同上規則第 1 項第 2 号に基づく「毎月検査」を、蛇口において行います。
 - 3) 給水末端の蛇口の水が良好で水質基準を満足していることから、3 年に 1 回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質の安全性を確認するために、検査頻度を減らさずに全項目検査を年 1 回行います。
 - 4) 浄水場においては、浄水処理過程の水質を監視するため必要な項目について 1 日 1 回の検査を行います。

3.水道事業の概要

- (1) 本村は、沖縄本島の中央東海岸に位置（北緯 26 度 28 分 4 秒・東経 127 度

58分42秒)し、県都那霸から55kmの本島北部に南北8km、東西7kmのほぼ正方形を成し、総面積(行政区域面積)は31.32km²である。

この総面積の内西側山林地帯の約50%が軍用地で15.17m²の給水区域面積を有する上水道の施設があります。集落は行政区単位で国道329号を基軸に北から松田区・宜野座区・惣慶区・福山区・漢那区・城原区の6集落から成り、計画給水人口5,930人とする水道事業を行っています。

- (2) 水源池は全て山林地帯の軍用地内丘陵側に位置し、漢那福地川水系の漢那ダム(国管理)を主要水源として取水を行い、また他に村独自の宜野座福地川水系宜野座大川ダム及び松田慶武原川水系鷺原ダムから取水を行っています。いずれのダムも動力式コンクリートダムであります。
- (3) 净水処理施設については、漢那ダム及び宜野座大川ダムを水源とする福山浄水場(浄水処理能力：日量4,800m³)と鷺原ダムを水源とする松田浄水場(浄水処理能力：日量500m³)があり松田浄水場は現在休止中である為、村全体の水は福山浄水場で処理を行っています。
- (4) 配水施設は、福山浄水場系の福山中央配水池(V=1,430m³)と城原配水池(V=116m³)及び松田配水池(V=310m³)と3つに分かれています。
福山中央配水池からは主に宜野座区・惣慶区・福山区・漢那区の地域へ給水を行い、城原配水池は、城原区全域へ給水を行っています。
また、松田配水池につきましては、松田区全域へ給水を行っています。

平成 29 年度における給水状況

区分	内 容
給水区域面積	15.17 m ²
給水人口	5,716 人
普及率	100 %
給水戸数	2,152 件
計画一日最大給水量	5,300 m ³
一日最大給水量	3,022 m ³
一日平均給水量	2,551 m ³

浄水場施設概要

浄水場名	福山浄水場	松田浄水場
所在地	宜野座村字惣慶 2046 番地の 95	宜野座村字松田 2824 番地
敷地面積 (m ²)	5,475	2,190
原水種類	ダム直接	ダム直接
浄水処理能力(m ³ /日)	5,300	500
浄水処理方式	急速ろ過、傾斜板沈澱 中間塩素処理	急速ろ過、薬品沈澱 中間塩素処理
浄水使用薬品	凝集剤：ポリ塩化アルミニウム 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム	凝集剤：ポリ塩化アルミニウム 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム

4. 原水及び水道水の状況について

(1) 原水の状況

水源となっているダムの上流域周辺は人為的な開発行為等による水質汚染は殆どない。しかし降雨時には濁流が発生し濁度が上昇するため浄水処理に注意を要する。

原水の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目は下表のとおりです。

水系名	水源名	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
漢那福地川	漢那ダム	降雨時に濁度発生	濁度・色度
宜野座福地川	宜野座大川ダム	同 上	同 上
松田慶武原川	鶴原ダム	同 上	同 上

(2) 水道水の状況

水源の水質状況を踏まえ、村内 2箇所の浄水場において適正に浄水処理を行っております。これにより全給水区域における水質検査結果では特に異常はなく安全な水道水を供給しています。

5. 水質検査地点

(1) 検査地点の蛇口について

- 1) 水道法に基づく水質基準項目等の水道水を確認するため、各浄水場からの給水系統の中間と末端の蛇口とし、給水区域内全地区において 6 箇所を選定して行います。
- 2) 水道法に基づく 1 日 1 回行う毎日検査については、各浄水場の出口において行います。

(2) 水源について

- 1) 各浄水場の水源水質は安全で良質な水道水を浄水処理するために大きな影響を与えることから、各水源池の取水地点を検査場所としています。

(3) 検査地点総括表

浄水場名	原水の検査地点名	浄水の検査地点名		集落名
		中間	末端	
福山浄水場	漢那ダム取水口 宜野座大川ダム取水口	農村公園 漢那公民館 松田小学校	宜野座区児童公園 城原公民館 瀬原ゲートボール場	宜野座区、惣慶区、 福山区、漢那区、 城原区、松田区

6. 水質検査項目と検査頻繁度

(1) 水質基準が適用される蛇口における水質検査項目と検査頻度

1) 水質検査項目

法令に基づく水質検査表（表 1）において水質基準項目（51 項目）の検査を行います。また法令に基づく水質検査（表 2）の 3 項目については毎日検査を行います。

2) 検査頻度

- ア. 法令に基づく水質検査（表 2）の色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）については 1 日 1 回行います。
- イ. 法令に基づく水質検査（表 1）の項目の中から No.1,2,34,38,46～51 までの 10 項目については毎月検査を行います。
- ウ. 法令に基づく水質検査（表 1）の項目の中から No.10,21～31 の 12 項目は消毒剤及び消毒副生成物として、さらに No.33（1 項目）については安全性及び性状確認のため、年 4 回の検査を行います（合計 13 項目）。
ただし、平成 20 年度に追加された No.21（塩素酸）については平成 20 年度に高濃度で検出されたことがあった為、No.23,25,27,29,30 については過去に基準値の 70% を超過した為、No.24,28 については平成 27 年度より基準値が強化された為、状況に応じて検査頻度を増やして検査を行います。
- エ. 法令に基づく水質検査（表 1）のうち、その濃度が基準値の 1/10 以下の場合には 3 年に 1 回、1/5 以下の場合には 1 年に 1 回まで検査頻度を緩和できるとされているが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年 1 回全項目（51 項目）の検査を行います。

（2）本村が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

- 1) 原水水質の把握及び浄水処理工程における適正な水質管理を行うために表 1 の全項目のうち消毒副生成物 11 項目及び味を除く 39 項目について年 1 回の検査を行います。
- 2) 水質管理目標設定項目（表 3）の 30 項目のうち、浄水及び原水の検査項目の設定については、厚生労働省健康局水道課長通知の第 3 「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付）を参考にして以下の通り年 1 回の検査を行います。

水 源 種 別	浄 水 項 目	原 水 項 目
ダム直 接	11	8

また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留状況の評価に活用するため、一般細菌と併せて年 4 回の検査を行います。

- 3) 水質管理目標設定項目の農薬類検査（表 4）については、地元の JA か

ら地域における農薬類の販売や使用状況を入手し、これに基づいて本村は水源水質保全に及ぶ影響把握の観点から 30 項目の検査を原水（各ダムの水質）について年 1 回の検査を行います。

- 4) その他、原水水質の安全性及び性状を確認するために、その他必要な検査項目として生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質量 (SS)、全窒素 (T-N)、全りん (T-P) 等の検査を年 1 回行います。

「水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針」（平成 19 年 4 月 1 日）に基づき、原水 3 カ所の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を毎月行います。また、クリプトスピリジウム等による汚染のおそれのある施設におけるクリプトスピリジウムの検査を原水 3 カ所で年 4 回、浄水 6 カ所でも安全確認のため年 1 回行います。（表 5）

さらに、一部地域では総トリハロメタン、鉄及びその化合物等が高く、監視強化のために検査頻度を増やして検査を行います。

7. 水質検査方法

- 1) 法令に基づく毎日検査については、自己検査とする。
- 2) 水質基準項目等の検査については、厚生労働大臣登録機関への委託検査とする。
- 3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水検査方法に基づいて行う。他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行う。

8. 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、蛇口の水で水質基準値を超える恐れがある場合には直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場及び蛇口などから採水して、臨時の水質検査を実施する。

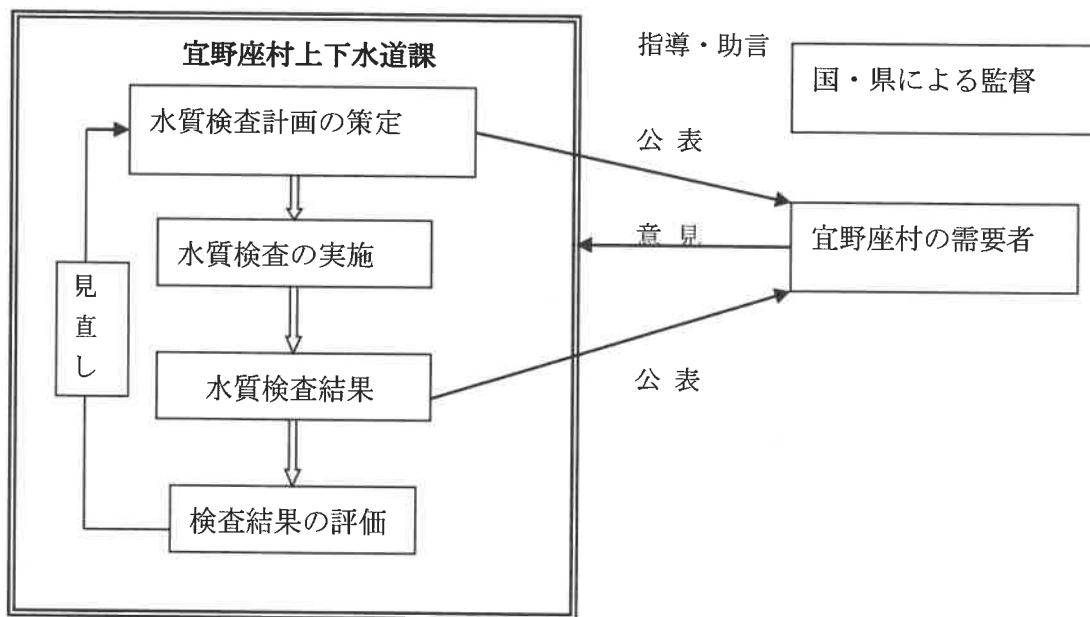
- 1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- 2) 魚が死んで多数浮上した場合。
- 3) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が

終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで実施する。

9. 水質検査の公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果については、本村のホームページや広報誌等を利用して速やかに公表する。



水質検査計画の概念図

10. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施に当っては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本村としては次のことに留意して厚生労働大臣登録検査機関(登録機関)に委託することとしている。

- 1) 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- 2) 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。
- 3) 品質保証や顧客サービスの向上に関する ISO の取得や特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- 4) 毎年、国及び県等が実施する精度管理の評価試験において高い評価を得ていること。
- 5) その他、水質異常時に迅速な対応ができること。

11. 関係者との連携

- 1) 水道水が原因で水質事故等が発生した場合には、関係課と連携して水質検査等を行い適切な措置を行う。
- 2) 水源で水質汚染事故等が発生した場合には、関係課と連携して情報交換を図りながら現地調査を行い、浄水場での処理を強化して安全で良質な水道水を供給するよう努める。

問い合わせ先：宜野座村上下水道課
住所：宜野座村字宜野座 296 番地
電話：098-968-5101
FAX：098-968-5807

- 注) 表 1 : 水質基準全項目
表 2 : 毎日検査 4 項目
表 3 : 水質管理目標設定項目
表 4 : 農薬検査項目
表 5 : その他必要な検査項目

- 図 1 : 村の位置図
図 2 : 配水系統及びフローチャート
図 3 : 検査地点